

【概要】

生活保護法に基づく保護の決定及び実施など

〈基本的な業務の流れ〉

相談→申請→調査→保護決定→指導等→保護廃止

【組織体制】

- ・保健福祉長寿局 – 健康福祉部 – 福祉総務課  
(生活支援・自立支援係)
- 生活保護等の総括、生活保護法の施行に係る事務監査等
- ・葵、駿河、清水各区役所 – 福祉事務所 – 生活支援課  
(生活福祉各係)
- 生活保護等の決定及び実施、生活困窮者の自立支援など

【職員数】

H29.4.1現在 (単位：人)

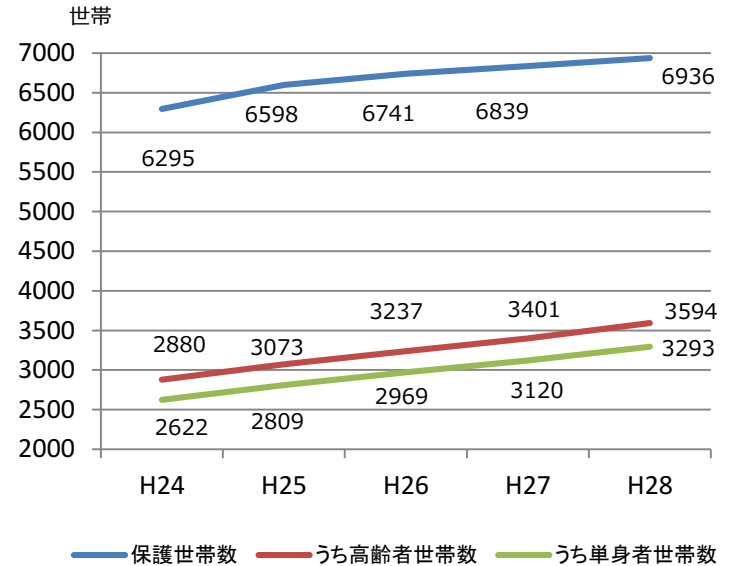
区分	正規職員 ※ 1	非正規職員※ 2			
		面接 相談員	訪問 支援員	就労 支援員	法29条 調査員 ※ 3
葵区 生活支援課	27	2	3	3	1
駿河区 生活支援課	25	2	3	3	1
清水区 生活支援課	21	2	3	3	1

※ 1 正規職員が担うケースワーカーは、社会福祉主事（職員で20歳以上で大学等で所定の3科目以上の単位を習得した者などの資格）が必要

※ 2 非正規職員の年齢 41歳 ～ 67歳

※ 3 法29条調査員…法に基づく資産調査を実施（金融機関への資料提供の依頼など）

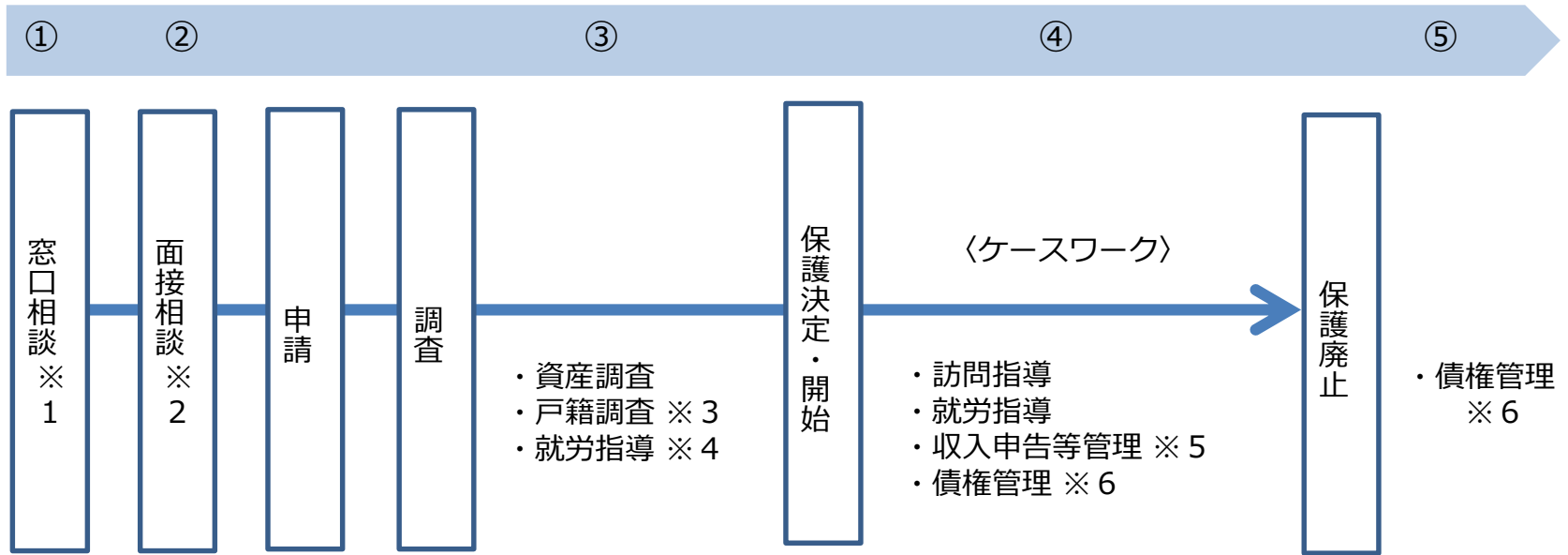
【参考】保護世帯の推移（年度平均）



【業務上の課題】

- ・高齢者世帯（単身世帯を含む）が増加傾向にある。
- ・窓口、電話対応が多く、1件当たりの時間が長い。
- ・正規職員（ケースワーカー）の業務が多忙である。
- ・不正受給等に係る返還金の債権管理の重点化が求められる
  - 戸籍調査等の業務が増加する見込み
- ・事務、文書管理の適正化が求められる。
  - 収入申告事務の徹底 など

# 生活保護業務プロセス



- ※ 1 窓口や電話での生活保護の一般的な相談（生活保護制度の知識が必要）
- ※ 2 申請に向けた具体的な相談（相談者から生活状況や扶養有無等を聞き取り。福祉全般の知識が必要。時間を要する場合あり）
- ※ 3 扶養親族の有無に関し、戸籍謄本を確認し、親族関係を整理（親族関係が複雑な場合は時間を要する場合あり）
- ※ 4 民間企業等への就労に向けた助言や指導等
- ※ 5 保護者からの収入状況の申告の有無を確認、提出された申告書類を整理（収入のない保護者も対象）
- ※ 6 不正受給などの理由で払い過ぎた生活保護費の返還金の歳入処理や未納分の督促事務（定型的な作業あり）

〈葵区生活支援課では・・・〉

○正規職員（ケースワーカー） ①～④を担当

○非常勤職員

・面接相談員…②を担当 ・法29条調査員（資産調査）…③を担当 ・訪問支援員…④（高齢者世帯が中心）を担当